

本パンフレットをご一読いただき、
この機会にぜひ加入・保障の見直しをご検討ください！

2024年度 愛知医療グループ生命共済制度

団体定期保険【契約概要・注意喚起情報】



この保険は福利厚生制度の一環です。

団体定期保険の魅力

お手頃な掛金

まとまった人数で加入することにより、お手頃な掛金で保障が準備できます。

医師の診査は不要

医師の診査はなく、告知項目に該当がなければお申込みいただけます。

剰余金があれば、配当金も

剰余金が生じた場合には、配当金が支払われ、実質の負担額が軽減されます。

毎年見直し可能

ライフステージの変化に合わせて、毎年保障額の見直しができます。

申込締切日

契約時：2024年3月31日（日）（加入日：5月1日）
上記以降：毎月末日（加入日：翌々月1日）

申込書提出先

一般社団法人 愛知医療共済会

申込書および指定の銀行口座振替依頼書に必要事項をご記入のうえご提出ください。

保険加入に際しましては、ライフプランや公的保険制度等もふまえ、ご自身の抱えるリスクやそれに応じた保障の必要性をご理解いただきご検討ください。

金融庁
公的保険ポータル



本パンフレットについて

■お申込みにあたって、商品内容や生命保険に関する基本的な内容（諸制度や手続き等）をご理解いただくために、本パンフレットをお渡ししています。

● 契約概要（P 1～P 4） 個別の商品内容のうち、特に重要なことを記載しています。	・商品のしくみと特徴 ・主なお支払理由と制限事項 ・保険金額、掛金、保険期間 等
● 注意喚起情報（P 5～P 7） 生命保険一般についての基本的な内容や制度などのうち、お申込みにあたって特に注意いただきたいことや不利益となることを記載しています。	・告知義務制度 ・保障の開始時期 ・保険金が支払われない場合 等
● 支払に関する補足説明（P 7） 保険金をお支払いする際の事例や各保障内容の詳細を記載しています。	・保障内容の補足説明

ご意向（ニーズ）確認のお願い

お申込みにあたっては、本パンフレットをご覧いただき、保障内容、掛金、保険金額、保険期間、配当金の有無などが自身のご意向（ニーズ）に沿った内容となっているか、必ずご確認ください。



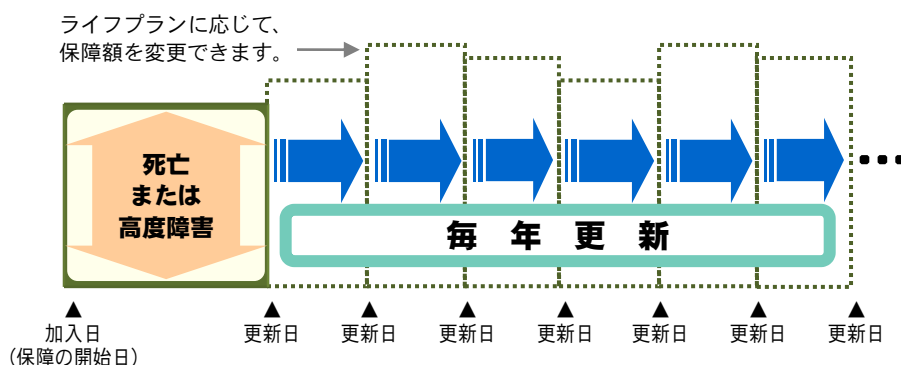
本パンフレットは次回更新日まで大切に保管してください。

契約概要

① 団体定期保険のしくみ

- 会員・従業員などに死亡または高度障害等の保障をご準備いただくため、当共済会が契約者となり、福利厚生制度の一環として運営されます。福利厚生制度の変更などによって、契約内容が変更されたり、制度自体が継続できなくなる場合があります。
- 加入対象者の中で、加入を希望される方がお申込みできます。掛金は法人（事業主）または加入者にご負担いただきます。
- 保険期間は1年ですが、加入対象者である限り、自動更新（継続）されます。現行の保険金額と同額以下で継続する場合は、健康状態の告知は不要です（増額する場合は、告知が必要です）。

保障の更新イメージ



② 加入対象者

※年齢は2024年5月1日現在の表示

- 【本人】 一般社団法人 愛知医療共済会の医師会員および共済会の従業員で
満14歳6か月超70歳6か月以下（継続加入のときは満80歳6か月以下）の方
- 【配偶者】 本人の戸籍上の配偶者で
満18歳以上70歳6か月以下（継続加入のときは満80歳6か月以下）の方



加入に際しての留意事項がありますので、必ずご確認ください。

詳細

P 4 契約概要「加入に際しての留意事項」

③ 加入日（保障開始日）と保険期間

加入日（保障開始日）	毎月1日
保険期間	2024年5月1日 から 2025年4月30日 までの1年間 ※保険期間途中の加入者は、加入した日から上記保険期間末日までが、初年度の保険期間となります。 ※お申し出がない場合には、毎年更新日（保険期間末日の翌日）に自動更新されます。

④ 支払われる保険金（保障の内容）

以下の保障がセットとなります。

保険金	支払対象となる場合	名称
1 死亡保険金（注）	加入者が保険期間中に、死亡されたとき	主契約
2 高度障害保険金（注）	加入者が保険期間中に、加入日以後の傷害または疾病によって、所定の高度障害状態（※）になられたとき	

（注）死亡保険金または高度障害保険金はいずれか一方が支払われた時点でその加入者の保障が終了します。なお、配偶者が加入されている場合には、本人の保障が終了したとき、配偶者の保障も自動的に終了します。

（※）「高度障害状態」について

詳細

P 7 支払に関する補足説明



保険金が支払われない場合がありますので、必ずご確認ください。

詳細

P 6 注意喚起情報「⑤保険金が支払われない場合について」

税務について

※個別の税務取扱いについては、所轄の税務署等にご確認ください。記載の内容は、2023年11月現在の税制に基づいています。今後、税制の変更に伴い、税務の取扱いが変わることがあります。

＜法人（事業主）が掛金を負担した場合＞

全員加入かつ全額負担のとき、掛金は福利厚生費として全額損金（必要経費）に算入できます。

※ただし、個人事業主が本人および事業主と生計を一にする親族にかかる掛金を負担した場合は、掛金のうち保険料（配当金がある場合は配当金を差し引いた金額）が一般生命保険料控除の対象となり、所得税および住民税が軽減されます。

＜加入者が掛金を負担した場合＞

■加入者が負担した掛金のうち保険料（配当金がある場合は配当金を差し引いた金額）は一般生命保険料控除の対象となり、所得税および住民税が軽減されます。

■保険金受取人が法定相続人である場合は「500万円×法定相続人数」まで相続税が非課税となります。

※配偶者についての死亡保険金を本人が受け取られた場合は一時所得となります。

※配偶者の保険金受取人を本人以外に指定した場合、贈与税が課税されることがあります。

■高度障害保険金を加入者自身が受け取られた場合は全額非課税となります。

⑤ 加入コースと掛金

～ ライフプランに合わせて保障の見直しができるよう、
さまざまなコースをご用意しております ～

①等の番号は、契約概要「④支払われる保険金（保障の内容）」に記載の保険金を示しています。

内容	保険金	本人							
		配偶者				本人			
死亡されたとき、または 高度障害状態になられたとき	①または②	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
		200	500	1000	2000	3000	4000	5000	6000
15歳～35歳 S63.11.2～H21.11.1生	男性	210	525	1,050	2,100	3,150	4,200	5,250	6,300
	女性	142	355	710	1,420	2,130	2,840	3,550	4,260
36歳～40歳 S58.11.2～S63.11.1生	男性	262	655	1,310	2,620	3,930	5,240	6,550	7,860
	女性	224	560	1,120	2,240	3,360	4,480	5,600	6,720
41歳～45歳 S53.11.2～S58.11.1生	男性	348	870	1,740	3,480	5,220	6,960	8,700	10,440
	女性	270	675	1,350	2,700	4,050	5,400	6,750	8,100
46歳～50歳 S48.11.2～S53.11.1生	男性	490	1,225	2,450	4,900	7,350	9,800	12,250	14,700
	女性	374	935	1,870	3,740	5,610	7,480	9,350	11,220
51歳～55歳 S43.11.2～S48.11.1生	男性	704	1,760	3,520	7,040	10,560	14,080	17,600	21,120
	女性	498	1,245	2,490	4,980	7,470	9,960	12,450	14,940
56歳～60歳 S38.11.2～S43.11.1生	男性	1,008	2,520	5,040	10,080	15,120	20,160	25,200	30,240
	女性	626	1,565	3,130	6,260	9,390	12,520	15,650	18,780
61歳～65歳 S33.11.2～S38.11.1生	男性	1,532	3,830	7,660	15,320	22,980	30,640	38,300	45,960
	女性	824	2,060	4,120	8,240	12,360	16,480	20,600	24,720
66歳～70歳 S28.11.2～S33.11.1生	男性	2,262	5,655	11,310	22,620	33,930	45,240	56,550	
	女性	1,104	2,760	5,520	11,040	16,560	22,080	27,600	
71歳 S27.11.2～S28.11.1生	男性	2,954	7,385	14,770	29,540	44,310			
	女性	1,458	3,645	7,290	14,580	21,870			
72歳 S26.11.2～S27.11.1生	男性	3,266	8,165	16,330	32,660	48,990			
	女性	1,622	4,055	8,110	16,220	24,330			
73歳 S25.11.2～S26.11.1生	男性	3,628	9,070	18,140	36,280	54,420			
	女性	1,814	4,535	9,070	18,140	27,210			
74歳 S24.11.2～S25.11.1生	男性	4,048	10,120	20,240	40,480	60,720			
	女性	2,026	5,065	10,130	20,260	30,390			
75歳 S23.11.2～S24.11.1生	男性	4,544	11,360	22,720	45,440	68,160			
	女性	2,256	5,640	11,280	22,560	33,840			
76歳 S22.11.2～S23.11.1生	男性	5,128	12,820	25,640					
	女性	2,516	6,290	12,580					
77歳 S21.11.2～S22.11.1生	男性	5,818	14,545	29,090					
	女性	2,820	7,050	14,100					
78歳 S20.11.2～S21.11.1生	男性	6,632	16,580	33,160					
	女性	3,188	7,970	15,940					
79歳 S19.11.2～S20.11.1生	男性	7,572	18,930	37,860					
	女性	3,632	9,080	18,160					
80歳 S18.11.2～S19.11.1生	男性	8,634	21,585	43,170					
	女性	4,164	10,410	20,820					

加入できません

⚠ 加入に際しての留意事項がありますので、必ずご確認ください。

詳細 P4 契約概要「加入に際しての留意事項」

⚠ ■記載の掛金は概算掛金です。実際の掛金は、申込締切後に確定します。すでに掛金を払い込まれている場合は、確定掛金との差額を精算します。

■掛金は毎年更新日に見直されます。

■記載の年齢は、保険年齢を使用しています。保険年齢は、契約日（2024年5月1日）現在の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数について6か月を超えるものは切り上げて、6か月以下のものは切り捨てます。

■保険料と制度運営費を合算して掛金と記載しています。制度運営費は、死亡保険金100万円あたり10円です。

⑥ 保険金の受取人

<法人（事業主）、もしくは契約者である一般社団法人 愛知医療共済会の場合>

死亡保険金の請求の際には、必ず労働基準法施行規則第42条・第43条に定める加入者の遺族の了知（署名・捺印）が必要です。また、高度障害保険金の請求の際には、必ず加入者の了知（署名・捺印）が必要です。

※労働基準法施行規則第42条・第43条に定める遺族とは、優先順位の高い順に以下のとおりとなります。

（1）配偶者 （2）死亡当時、生計を一にしていた子、父母、孫、祖父母の順 等

<指定受取人の場合>

加入者が指定された方が受取人となります。

※高度障害保険金は保障の対象となる方が受取人です。

⑦ 配当金

配当金は毎年団体ごとに保険期間（1年間）の収支計算を行い、剰余金が生じた場合に支払われます。

※将来支払われる配当金は変動し、0となる可能性もあります。

※保険期間途中で脱退された場合、その脱退事由にかかわらず配当金は支払われません。



⑧ 脱退による返戻金

この制度には、加入者が脱退された場合の返戻金はありません。

詳細

P 5 注意喚起情報「④この制度から脱退する場合について」

⑨ 引受保険会社

※2024年5月1日時点予定

下記の引受保険会社は、それぞれの引受割合の責任を負います。

【引受保険会社】

- ・住友生命保険相互会社 [事務幹事会社]
- ・第一生命保険株式会社
- ・日本生命保険相互会社
- ・SOMPOひまわり生命保険株式会社
- ・明治安田生命保険相互会社
- ・メットライフ生命保険株式会社

※引受保険会社は、今後変更することがあります。

※引受割合につきましては当共済会（契約者）あてお問い合わせください。

⑩ 掛金の払込み

毎月の掛金は取扱い金融機関の口座から自動振替により引き落とします。



加入に際しての留意事項

■加入対象者ではない方は加入できません。

■万一、加入者が加入対象者ではないことが判明したときには、保険金の支払対象となる場合に該当されていても、保険金は支払われません。

加入対象者について

P 1 契約概要「②加入対象者」

■満70歳6か月を超えて継続加入される方は、保険金額を増額できません。

■名古屋市医師会協同組合「UFO大型グループ保険」および愛知県勤務医師生活協同組合「MPI」に加入していた方が旧契約の保険金額と同額以下で加入する場合は告知不要です。その場合、旧契約で加入（増額）から1年以内に支払事由が発生したときは、旧契約の告知書を流用して支払可否が判断されます。

■配偶者が加入される場合は、以下の点にご留意ください。

- ・配偶者のみで加入することはできません。（本人の加入が必要です。）
- ・本人より高い保険金額のコースには加入できません。

注意喚起情報

※増額を申し込む場合は、本文中の「加入」を「増額」と読み替えてください。

① 申込み時 クーリング・オフ制度（加入申込の撤回）について

クーリング・オフ制度の対象ではありません。クーリング・オフ制度は個人を契約者とする場合に対象となります。この商品は当共済会（法人）を契約者とする保険契約であるため、対象ではありません。

② 申込み時 告知に関する重要事項について

□ 健康状態などについてありのままを正しくお知らせください（告知義務）

加入申込者には、現在および過去の健康状態などについて正しく告知していただく義務があります。加入申込書の「告知欄」に記入いただいたことが告知となります。

- ・生命保険は、多数の人々が保険料を出し合って相互に保障しあう制度です。
- ・初めから健康状態の良くない方などが無条件に加入された場合、保険料負担の公平性が保たれません。
- ・加入のお申込みにあたっては、加入申込書の「告知事項欄」で生命保険会社がたずねることについて、過去の病歴、現在の健康状態など、事実をありのままに正しくお知らせ（告知）ください。

※同時に配偶者が加入される場合には、告知に関する各重要事項について、配偶者に内容を周知してください。
※告知事項に該当しない場合でも、生命保険会社が保有するお客さま情報により加入できない場合があります。

□ 口頭で伝えられても告知いただいたことにはなりません

生命保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者など）および契約者である当共済会の職員などには告知を受ける権限がないため、口頭でお伝えいただいただけでは告知されたことにはなりません。告知にあたっては、加入申込書の「告知事項欄」を必ずご確認ください、「告知欄」にご記入のうえご提出ください。



□ 正しく告知されないと保険金が支払われない場合があります

告知していただくことからは、加入申込書の「告知事項欄」に記載されています。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかった場合や、事実と違うことを告知された場合には、「告知義務違反」として保険金が支払われないことがあります。

※なお、上記の場合以外にも、加入時の状況などにより保険金が支払われない場合があります。

例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症などについて故意に告知をされなかった場合」など、告知義務違反の内容が特に重大なときは、詐欺による取消しを理由として保険金が支払われないことがあります。

- この場合
- ・告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にも取消しとなる場合があります。
 - ・すでにお払い込みいただいた保険料は返金されません。

③ 申込み時 責任開始期について

ご提出いただいた加入申込書に基づき引受保険会社が加入を承諾した場合、あらかじめ定められた「加入日」から契約上の保障を開始（責任開始）します。引受保険会社の職員および契約者である当共済会の職員などには、保険への加入を承諾し、責任を開始させる権限はありません。

④ 加入後 この制度から脱退する場合について

■死亡された場合、高度障害保険金が支払われた場合、または以下に該当された場合、この制度から脱退となります。

本人 退職などで加入対象者ではなくなった場合

配偶者 本人が脱退された場合

離婚や扶養関係がなくなるなどで加入対象者ではなくなった場合

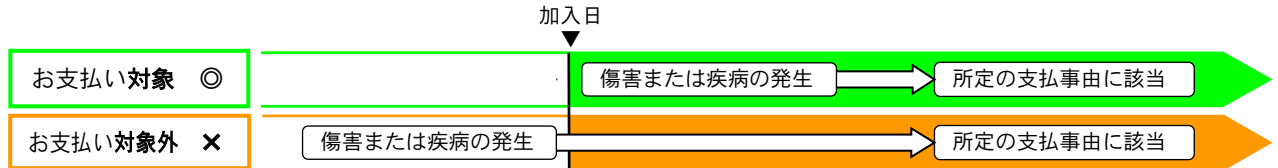
■2年以上継続加入されていた加入者が所定の条件を満たし脱退する場合、脱退日から1か月以内であれば、告知や診査を省略して住友生命が指定する個人保険（養老保険）に加入できます。（保険料や保障内容などはこの制度とは異なります。）なお、脱退時の年齢等によっては、加入できない場合がありますので、検討にあたっては当共済会担当者または7ページに記載のフリーダイヤルにお問い合わせください。



⑤ 請求時 保険金が支払われない場合について

次のような場合には、**保険金が支払われないことがあります。**
(保険金を途中で増額された場合は、増額部分にも適用されます。)

- 加入日（保障開始日）前の傷害または疾病を原因とする場合
高度障害保険金のお支払いは、所定の支払事由の原因となる傷害または疾病が加入日以後に生じた場合に限り
ます。原因となる傷害または疾病が加入日より前に生じていた場合は、お支払いの対象となりません。



- 契約者または加入者から告知していただいた内容が事実と相違し、保険契約の全部またはその加入者の部分が告知義務違反により解除となった場合
- 契約者または加入者による詐欺の行為を原因として、保険契約の全部またはその加入者の部分が取消しとなった場合、または、契約者または加入者に保険金を不法に取得する目的があって、保険契約の全部またはその加入者の部分が無効となった場合 ※これらの場合、すでにお払い込みいただいた保険料は返金されません。
- 契約者、加入者または保険金受取人が、保険金を詐取する目的で事故を起こしたときや、暴力団関係者・その他の反社会的勢力に該当すると認められるときなど、重大事由に該当し、保険契約の全部またはその加入者の部分が解除となった場合
- 保険料の払込みがなく、保険契約が失効した場合
- 保険金の下記免責事由に該当した場合

死亡保険金 高度障害保険金	<ul style="list-style-type: none"> ・加入日から1年以内における自殺による死亡。ただし、心神喪失またはこれと同程度の著しい精神障害があり、自己の生命を絶つ認識がなかったと認められるときには、支払われる場合があります。 ・契約者または保険金受取人の故意による死亡または高度障害 ・加入者の故意による高度障害 ・戦争その他の変乱による死亡または高度障害
------------------	---

⑥ 請求時 保険金・給付金をもれなく請求していただくために

- 加入者からの請求に応じて、保険金が支払われますので、保険金の支払事由が生じた場合だけでなく、支払われる可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、当共済会担当者または次ページに記載のフリーダイヤルにお問い合わせください。
- 保険金の支払事由が生じた場合、他の保険契約のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金の支払事由にも該当することがありますので、ご確認ください。
- 保険金の円滑な請求のためにも、加入者から受取人に、事前にご契約内容についてのご説明をお願いします。

⑦ 諸制度 生命保険会社が経営破綻した場合などの取扱いについて

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、加入にあたって約束された**保険金額などが削減されることがあります。**
- 引受保険会社は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも保険金額などが削減されることがあります。詳細については、「生命保険契約者保護機構」にお問い合わせください。

<生命保険契約者保護機構>
 ●電話番号：03-3286-2820
 ●受付時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時
 ●ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

⑧ 諸制度 生命保険協会の「生命保険相談所」について

- この商品に係る指定紛争解決機関は、一般社団法人 生命保険協会です。
- 一般社団法人 生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしています。（ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>）
- なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っています。

⑨ 諸制度 契約に関する相談・照会・苦情窓口について

この制度の手続きや加入に関する相談・照会・苦情につきましては、下記にお問い合わせください。

スミセイフリーダイヤル（団体保険契約室）

 **0120-307282**

【受付時間】

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時
（祝日・12月31日～1月3日を除く）

お問合わせの際には下記証券番号・契約者名、加入者の方は被保険者番号もお伝えください。

●証券番号：547687903

●契約者名：一般社団法人 愛知医療共済会

支払に関する補足説明

P2 契約概要「④支払われる保険金（保障の内容）」に記載の「高度障害状態」について、以下のとおり補足説明します。

●高度障害状態【具体的事例】

1	完全な両眼の失明のほか、眼鏡やコンタクトレンズなどを用いても両眼の各視力が0.02以下の場合
2	・声帯すべてをてき出した場合や音声言語による意思疎通が不可能となった場合 ・あご・歯・舌の障害等のため流動食以外のものがまったく摂取できない状態となった場合
3	中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、特別な器具等を用いても（杖歩行やスプーン等を用いての食事など）下記①～⑦すべてが自分ではできず、常に他人の介護を要する場合 ①食物摂取 ②排便・排尿 ③排便・排尿の後始末 ④衣服着脱 ⑤起居 ⑥歩行 ⑦入浴
4	両腕について、手首以上で切断したか、手の3大関節（肩関節・ひじ関節・手関節）がすべてまったく動かなくなった場合
5	両足について、足首以上で切断したか、足の3大関節（また関節・ひざ関節・足関節）がすべてまったく動かなくなった場合
6	片方の腕について手首以上で切断し、かつ、片方の足を足首以上で切断または片方の足の3大関節（また関節・ひざ関節・足関節）がすべてまったく動かなくなった場合
7	片方の手の3大関節（肩関節・ひじ関節・手関節）がすべてまったく動かなくなり、かつ、片方の足を足首以上で切断した場合

※高度障害状態とは「回復の見込みがない状態」であることが必要ですので、一時的に上記の状態に該当したとしても、回復の見込みがある場合は、高度障害状態には該当しません。

「高度障害状態」についての詳細は、下記の住友生命ホームページ『保険金等支払関係の主な約款規定（抜粋）』にも掲載していますので、ご参照ください。

保険金・給付金のご請求もれはございませんか？

この商品以外にも保険金・給付金をお受け取りいただける可能性がございます。
ご請求に際してはご請求もれないよう、保障内容を十分にご確認ください！



詳細は住友生命ホームページ『団体保険における死亡保険金・入院給付金などの手続きとお支払いガイドブック』にも掲載していますので、ご参照ください。

住友生命
ホームページ



保障内容をお受取人の方にお伝えください！

詳細

P2 契約概要「④支払われる保険金（保障の内容）」

■保険金・給付金のご請求について

保険金・給付金のご請求は、契約者を通じてのお手続きとなります。

ご加入内容から、「お支払事由」に該当する可能性がある場合は、契約者に申し出てください。

ご不明な点がございましたら、契約者の事務担当者に確認いただくか、以下へお問い合わせください。

スミセイフリーダイヤル（団体保険支払室）

 **0120-307191**

【受付時間】

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時
（祝日・12月31日～1月3日を除く）